

選挙管理委員会会議録

1 会議名	令和7年第10回長岡市選挙管理委員会
2 開催日時	令和7年7月2日（水曜日） 午前9時00分から午前9時50分まで
3 開催場所	越路支所3階 301大会議室
4 出席者	(委 員) 鷲尾 純一 委員長 高橋 恵子 委員長職務代理者 波多 文子 委員 上原 暁人 委員 (事務局) 青柳事務局長 広田次長 田村庶務担当係長 安達選挙担当係長
5 欠席者	なし
6 会議に付した事項	(1)報告 ・参議院議員通常選挙 投票用紙受領 ・市議会6月定例会 総務委員会 ・選挙事務室開設（本庁） 本庁併任書記21人着任（～7月23日） ・参議院議員通常選挙日程決定「7月3日公示、7月20日投開票」 ・投票所入場券発送 ・不在者投票管理者会議 ・第2回支所選挙事務担当者会議 ・横断幕・のぼり旗掲出開始 ・ポスター掲示場設置完了（市内1,087箇所） (2)議案 第43号 選挙人名簿の抹消について 第44号 選挙人名簿の登録について 第45号 在外選挙人名簿の抹消について 第46号 不在者投票用紙等の公示又は告示の日前における郵送を開始する日を定める規程の制定について 参議院議員通常選挙に係る議案（第47号～第49号） 第47号 期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について

	第48号 期日前投票立会人の選任について 第49号 投票立会人の選任について (3)協議 参議院議員通常選挙に関する事項 ・開票所のレイアウト（案）について ・氏名等掲示の順序を定めるくじの進行について
7 会議結果の概要	議案第43号から第49号まで 原案のとおり決定
8 会議の経過	
委員長	ただいまから、令和7年第10回長岡市選挙管理委員会を開催する。報告事項の説明を求める。
事務局長	報告事項を説明
委員長	議案第43号選挙人名簿の抹消についてを議題とする。説明を求める。
選挙担当係長	議案第43号を説明
委員長	質疑、意見はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり）
委員長	議案第43号について、原案のとおり決することに異議ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
委員長	議案第43号は、原案のとおり決した。
委員長	議案第44号選挙人名簿の登録についてを議題とする。説明を求める。
選挙担当係長	議案第44号を説明
委員長	質疑、意見はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり）
委員長	議案第44号について、原案のとおり決することに異議ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
委員長	議案第44号は、原案のとおり決した。
委員長	議案第45号在外選挙人名簿の抹消についてを議題とする。説明を求める。
選挙担当係長	議案第45号を説明
委員長	質疑、意見はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり）
委員長	議案第45号について、原案のとおり決することに異議ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
委員長	議案第45号は、原案のとおり決した。
委員長	議案第46号不在者投票用紙等の公示又は告示の日における郵送を開始する日を定める規程の制定についてを議題とする。説明

選挙担当係長 委員長	を求める。 議案第46号を説明 質疑、意見はないか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
委員長	議案第46号について、原案のとおり決することに異議ないか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
委員長 委員長	議案第46号は、原案のとおり決した。 参議院議員通常選挙に係る議案について、議案第47号期日前投票管理者及び同職務代理者の選任についてを議題とする。説明を求める。
庶務担当係長	議案第47号については、それぞれの委員に関係する議案となることから、地方自治法第189条第2項の規定により、その委員が審議に参加できないので、それぞれの委員に関係する部分と委員以外に関係する部分ごとに審議をする。 なお、関係する委員は、通常、排斥により退席となるが、選挙にかかる定例議案であるので、他の委員の了承により、審議に加わらず同席のままで審議を進めてよいか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
庶務担当係長	了承されたので、鷲尾委員長に関係する部分について審議をする。 この審議においては、鷲尾委員長に関係する議案となることから、議長を高橋委員長職務代理からお願いします。
職務代理者 庶務担当係長 職務代理者	鷲尾委員長に関係する部分について審議する。説明を求める。 鷲尾委員長に関する部分を説明 質疑、意見はないか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
職務代理者	鷲尾委員長に関係する部分について、原案のとおり決することに意義ないか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
職務代理者 庶務担当係長	鷲尾委員長に関係する部分は、原案のとおり決した。 鷲尾委員長に関係する部分が終了したので、議長を鷲尾委員長に交代する。 それでは、高橋委員長職務代理に関係する部分について審議する。
委員長	この審議においては、高橋委員長職務代理に関係する議案となることから、高橋委員長職務代理は審議に加わらないこととなる。 高橋委員長職務代理に関係する部分について審議する。説明を求める。

庶務担当係長 委員長	高橋委員長職務代理に関する部分を説明 質疑、意見はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり）
委員長	高橋委員長職務代理に関係する部分について、原案のとおり決することに意義ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
委員長 庶務担当係長	高橋委員長職務代理に関係する部分は、原案のとおり決した。 高橋委員長職務代理に関係する部分の審議が終了したので、高橋委員長職務代理は議案審議に参加する。 それでは、波多委員に関係する部分について審議する。 この審議においては、波多委員に関係する議案となることから、波多委員は審議に加わらないこととなる。
委員長 庶務担当係長 委員長	波多委員に関係する部分について審議する。説明を求める。 波多委員に関する部分を説明 質疑、意見はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり）
委員長	波多委員に関係する部分について、原案のとおり決することに意義ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
委員長 庶務担当係長	波多委員に関係する部分は、原案のとおり決した。 波多委員に関係する部分の審議が終了したので、波多委員は議案審議に参加する。 それでは、上原委員に関係する部分について審議する。 この審議においては、上原委員に関係する議案となることから、上原委員は審議に加わらないこととなる。
委員長 庶務担当係長 委員長	上原委員に関係する部分について審議する。説明を求める。 上原委員に関する部分を説明 質疑、意見はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり）
委員長	上原委員に関係する部分について、原案のとおり決することに意義ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
委員長 庶務担当係長	上原委員の関係する部分は、原案のとおり決した。 上原委員に関係する部分の審議が終了したので、上原委員は議案審議に参加する。 それでは、委員以外に関係する部分について審議する。
委員長 庶務担当係長	委員以外に関係する部分について審議する。説明を求める。 委員以外に関する部分を説明

委員長	質疑、意見はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり）
委員長	委員以外に関係する部分について、原案のとおり決することに意義ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
委員長	委員以外に関係する部分は、原案のとおり決した。
委員長	議案第48号から議案第49号までを一括で議題とする。説明を求める。
庶務担当係長	議案第48号から議案第49号までを説明
委員長	質疑、意見はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり）
委員長	議案第48号から議案第49号まで、原案のとおり決することに異議ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
委員長	議案第48号から議案第49号は、原案のとおり決した。
委員長	協議事項の説明を求める。
選挙担当係長	協議事項を説明
委員長	これにて、令和7年第10回長岡市選挙管理委員会を閉会する。 長岡市選挙管理委員会規程第11条第2項の規定により、ここに署名する。 委員長 _____